

## V. JSA推奨の助成金 ● 特定求職者雇用開発助成金

### 特定就職困難者コース

要件：雇用保険

高年齢者(60歳以上65歳未満)や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成。

(※) 雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実に認められること

【高年齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】  
1人あたり60万円(中小企業以外は50万円)  
短時間労働者(※)は40万円(中小企業以外は30万円)

【身体・知的障害者(重度以外)】  
1人あたり120万円(中小企業以外は50万円)  
短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外は30万円)

【身体・知的障害者(重度または45歳以上)】  
1人あたり240万円(中小企業以外は100万円)  
短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外は30万円)

(※) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

### 生涯現役コース

要件：雇用保険

65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成。

(※) 雇用保険の高年齢者被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが確実に認められること

1人あたり70万円(中小企業以外は60万円)  
短時間労働者(※)は50万円(中小企業以外は40万円)

(※) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者